

あなたの家は、地震に 耐えられる家ですか？



横須賀市では、住宅の耐震診断・補強工事費用の一部を補助しています。



あなたの家は地震対策をしていますか？

平成23年3月11日の東日本大震災、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の地震は震度7でした。阪神・淡路大地震では、犠牲者約6400名のうち8割を超える方が建物の損壊・倒壊によって、建物の下敷きになり命を落としています。※内閣府「防災白書」より

昭和56年5月末日以前の住宅は旧耐震基準です！

昭和56年（1981年）6月に建築基準法の耐震基準が改正されました。それ以前の建物は改正前の旧耐震基準です。阪神・淡路大震災で倒壊・損壊された建物は、昭和56年（1981年）5月末日以前に建てられた建物が多かったと報告されています。

横須賀市では、災害に強い、安全なまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断や補強工事、耐震シェルター・防災ベッドの設置やマンションの耐震診断の費用に対して助成を行っています。



耐震化事業1 木造住宅耐震補強工事助成

◆助成対象

- 昭和56年（1981年）5月末日以前に着工したもの
- 軸組木造の戸建住宅（兼用住宅及び長屋を含む。）で階数が3階以下のもの
- 建物の所有者（個人）が居住しているまたは居住するもの
- 市内に本店、支店または営業所を置く事業者が行う工事であるもの

この4つの条件に全てあてはまっていること。

- ※ 市税を滞納している方は、助成を受けられません。
- ※ 申請前に着工、契約された場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。
- ※ 昭和56年（1981年）6月以降に増築の着工を受けたものは対象になりません。

**29年度より、診断費用の補助
を1万円増額しました！！**

◆助成事業の流れと助成額

①耐震診断・改修計画書作成（13万円5千円のうち9万8千円を補助）

確認申請図面と現場を照合し、傾き、腐食度、建具の建て入れや、天井裏、床下などの調査と、偏心率、壁量計算等により診断を行います。それを基に診断士が改修計画案を作成します。

②耐震補強工事図面作成（11万円5千円のうち5万8千円を補助）

改修計画書に基づき、施主と診断士が打ち合わせ、工事内容を定めた設計図を作成します。

③耐震補強工事（工事費の1／2。ただし、上限100万円を補助）

（例）補強工事費150万円→75万円補助
300万円→100万円補助

④工事監理（6万円のうち3万円を補助）

適正に工事が行われているかチェックするために、工事の中間に2回、完了後に1回工事監理を行います。

※①、②及び④は横須賀建築設計事務所協会が行います。

※耐震補強工事をした場合、所得税・固定資産税の軽減措置を受けられます。

耐震化事業2 耐震シェルター・防災ベッド設置助成

◆助成対象

【29年度より助成対象要件を見直しました】

- ①耐震化事業1の木造住宅耐震補強工事等助成による耐震診断を実施し、倒壊の危険があると判断されたもの。
- ②建物の所有者が居住しているもの

この①②2つの条件にいずれもあてはまっていること。

- ※ 助成対象となるシェルター等は建築指導課窓口またはホームページでご確認ください。
- ※ 申込の際は事前にご相談ください。
- ※ 市税を滞納している方は、助成を受けられません。
- ※ 申請前に着工、契約された場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

◆助成額

1件につき設置費用の1／2。ただし、**上限20万円**を補助。



←耐震シェルター（レスキュールーム）

防災ベット（安心防災ベット枠B）→
※中のベットはイメージです。



耐震化事業3 マンション耐震診断助成

◆助成対象

- 昭和56年5月末日以前に着工したもの
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造のもの
- 住戸数の過半を区分所有者の居住の用に供するもの
- 住宅部分の床面積の合計が住宅部分及び非住宅部分の床面積の合計の過半であるもの
- 予備診断または耐震診断を実施することが、管理組合の総会で決議されているものの

この5つの条件に全てあてはまっていること。

◆助成内容と助成額

ご検討の際は、事前に建築指導課まで
ご相談ください。

①予備診断（1棟につき、診断費用の2／3。ただし、上限12万円を補助）

現地での目視調査と設計図や構造計算書により、壁率や柱率を計算して、簡易評価を行います。

②耐震診断（診断費用の1／2。ただし、1住戸あたり上限3万円を補助）

予備診断より詳細に行う診断で、診断内容の適否について「耐震判定委員会」による評価を必要とするものです。

（例）1棟20戸で、耐震診断費用が1住戸6万円の場合

耐震診断費用120万円→60万円を補助

※ 耐震判定委員会とは、日本建築防災協会に登録された委員会のことです。

※ 申請前に着工、契約された場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

□問合せ・申込先

横須賀市役所 分館4階 都市部建築指導課 TEL046-822-8319 (ダイヤルイン)



YOKOSUKA CITY
SINCE 1907

横須賀が好き！